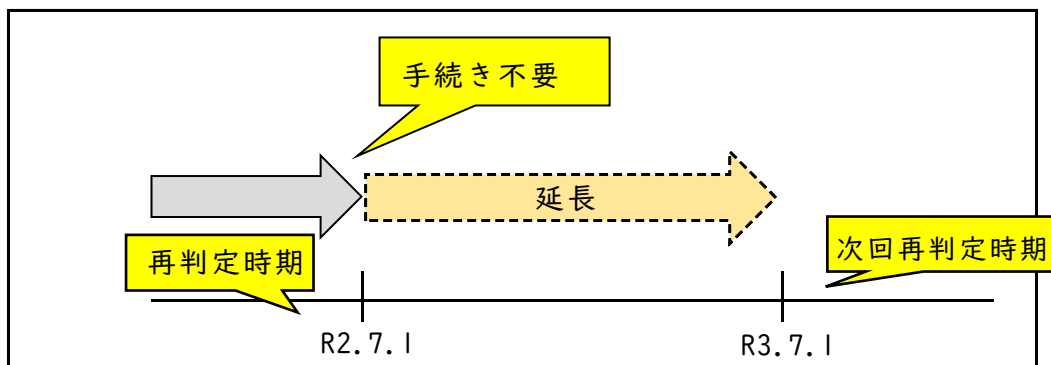


身体障害者手帳をお持ちの皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、  
身体障害者手帳の再判定時期を  
申請書を提出いただくことなく1年間延長します。

- ◇ 令和2年3月1日から令和3年2月末日までの間に身体障害者手帳の再判定時期を迎える方全員について、再判定時期をそれぞれ1年間延長します。
- ◇ なお、現在お持ちの身体障害者手帳の再判定時期の書き換えは行いませんのでご了承ください。記載された再判定時期から1年間引き続き有効とみなされます。延長のための手続きは不要です。

(例) 身体障害者手帳の再判定時期：令和2年6月30日  
延長後の再判定時期：令和3年6月30日



ご不明な点は、お住まいの市町村窓口にお問い合わせください。



岐阜県健康福祉部障害福祉課  
(TEL:058-272-8314)

岐阜県身体障害者更生相談所  
(TEL:058-231-9715)